

# 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 7 月 2 日 (火) 第2919号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令 (森づくり推進課取扱い) 2
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令 (森づくり推進課取扱い) 4
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 5
- 保安林の指定の解除予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 6
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 7

### 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 8
- 鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告 (雇用労政課取扱い) 8
- 平成25年度第1回家畜人工授精講習会開催公告 (畜産課取扱い) 12
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 13

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正 (選挙管理委員会取扱い) 13

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 14

## 告 示

### 鹿児島県告示第739号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成25年 7 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8238	平成25年 6月24日	映 画	飛びだす 悪魔のいけにえ レザーフェ	日活	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、又は著
8239			不倫ごっこ 淫らに燃えた妻たち	新東宝映画		
8240			大淫乱 欲情交尾	新日本映像		

8241		家庭教師 いんび誘惑レッスン	オーピー映画	しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8242		発情おねだり 夜ごとの快樂	新東宝映画	
8243		極選マダム 前も後ろもナマで	新日本映像	
8244		義父と姉妹 桃汁味くらべ	オーピー映画	
8245		うずいてほてる未亡人	新東宝映画	
8246		痴漢電車 エッチが大好き	新東宝映画	
8247		悩殺セールス 癒しのエロ下着	オーピー映画	

鹿児島県告示第740号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24837	平成25年 6月24日	雑 誌	miniパラ 6月号 08493-6	竹書房	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24838			mini Berry vol.9 18426-07	秋水社		
24839			Young Love Comic aya 7月号 18815-07	宙出版		
24840			無敵恋愛エスガール 7月号 08577-7	ぶんか社		
24841			Sweetロマンス 7月号 15487-07	笠倉出版社		
24842			絶対恋愛Sweet 7月号 15557-07	笠倉出版社		
24843			COMIC ポプリクラブ 7月号 13759-07	マックス		
24844			COMIC 快樂天ビースト 7月号 13835-7	ワニマガジン社		
24845			コミック シグマ vol.74 03872-07	茜新社		
24846			別冊週漫スペシャル 8月号 17929-08	芳文社		

鹿児島県告示第741号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市，鹿屋市，指宿市，薩摩川内市，日置市，霧島市，南さつま市，志布志市，奄美市，南九州市，始良市，大崎町，東串良町，南種子町，屋久島町，大和村，龍郷町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町及び知名町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成25年 8 月 9 日から平成26年 3 月20日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。

## 4 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成26年 3 月20日（木）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所  
氏名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
		人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他		円	
		計		円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第742号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

平成25年 7 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市、西之表市、日置市、いちき串木野市及び錦江町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成25年 8 月 9 日から平成26年 3 月 20 日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は、平成26年 3 月 20 日（木）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があつたときは、当該届出者が2に掲げる

措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第743号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
南さつま市大浦町字傳本1199番1，1199番2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第744号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
志布志市志布志町安楽字汐掛292番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
港湾施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第745号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
志布志市志布志町安楽字汐掛292番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
港湾施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第746号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
整形外科酒匂クリニック	霧島市隼人町松永一丁目94番地	平成25年7月1日	育成医療・更生医療

#### 鹿児島県告示第747号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
とまと薬局	いちき串木野市春日町55番地	平成25年7月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地環境整備（一般型）（区画整理）阿嶽地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年7月3日から同月31日まで
- 3 縦覧場所  
中種子町役場農地整備課

## 鹿児島県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成25年7月2日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	塚脇財部線	曾於市財部町南俣字立切 6216番1地先から6223番1 地先まで	前	6.7～10.4	200.0
			後	12.4～25.1	200.0
	永吉高須線	鹿屋市浜田町1326番1地先 から1317番乙地先まで	前	3.8～10.8	348.0
			後	10.0～33.6	340.0

## 鹿児島県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成25年7月2日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	塚脇財部線	曾於市財部町南俣字立切6216番1地先から6223番1 地先まで	平成25年 7月2日

## 鹿児島地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年7月2日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
夢の里	日置市伊集院町 郡二丁目29番地 1	株式会社夢の里	日置市伊集院町 郡二丁目29番地 1	山口 誠三	平成25年 7 月 1 日	就労継続 支援 A 型

**公 告**

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年7月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年 7 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ加治木店  
始良市加治木町反土1460番1 外10筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年 2 月 8 日
- 3 意見の概要  
意見なし

.....

鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告

第43期鹿児島県労働委員会の労働者委員が欠けることに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第43期鹿児島県労働委員会の労働者委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合に対して次により労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める。

平成25年 7 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 推薦資格を有する労働組合  
鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けている労働組合であること。
- 2 被推薦者の資格  
労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 第43期鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員の任期  
任命の日から平成26年6月30日まで
- 4 推薦に基づき任命する労働者委員の補欠委員の人数  
1人
- 5 推薦手続  
労働者委員の補欠委員候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に提出すること。  
(1) 労働者委員補欠委員候補者推薦書（別記第1号様式）  
(2) 履歴書（別記第2号様式）  
(3) 労働組合法施行令第21条第3項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には10日間程度の期間を要する。）



6 推薦書類の受付期間

平成25年7月3日（水）から同月29日（月）まで（県の休日を除く。）とし、受付期間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成25年7月29日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第1号様式

労働者委員補欠委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地  
労働組合名  
代表者氏名

印

第43期鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合名 及びその者の地位	所属職場及び その者の地位	略 歴

第2号様式

## 履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 ( 歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体（組合） 役 員 歴				
賞 罰				

## 平成25年度第1回家畜人工授精講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年7月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 開催期日

平成25年9月2日（月）から同年10月8日（火）までの日（県の休日を除く。）

## 2 開催場所

鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場（霧島市国分上之段2440番地）

## 3 講習会の定員

40人

## 4 講習会に係る家畜の種類

牛

## 5 受講及び修業試験の免除

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）第23条第1項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

ア 学科 畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理又は種付けの理論

イ 実習 家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖又は発情鑑定

- (2) 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、省令第23条第1項第1号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

## 6 受講手続

- (1) 提出書類等

ア 家畜人工授精講習会受講願書

イ 履歴書

ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

エ 5に該当する者にあつては、家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し

- (2) 提出書類等の提出先

受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

- (3) 提出書類等の受付期間

平成25年7月9日（火）から同月18日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成25年7月18日の消印のあるものまで受け付ける。

## 7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

## 8 受講手数料

34,000円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

## 9 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成

績, 地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

- (1) 試験の日時  
平成25年 8 月 2 日 (金) 午前10時から正午まで
- (2) 試験の場所  
鹿児島県庁 (行政庁舎17階) 共用会議室17-A-1
- (3) 試験の内容  
畜産についての筆記試験
- (4) 試験手数料  
無料
- (5) 試験の通知  
試験を実施する場合は, 平成25年 7 月 25 日 (木) までに受講申込者にその旨を通知する。
- (6) 受講者の決定通知  
受講者として選考された者に対しては, 平成25年 8 月 12 日 (月) までにその旨を通知する。

10 その他

講習会についての照会は, 鹿児島県農政部畜産課 (電話099-286-3223) 又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は, 完了した。

平成25年 7 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

指宿市東方字野付後8287番 3, 8288番 1, 8289番 1, 8290番, 8291番, 8292番, 8293番及び8294番 1 並びに字上新原8328番, 8329番, 8330番, 8331番イ, 8331番ロ及び8328番地先里道の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号  
株式会社ヤマダ電機  
代表取締役 一宮忠男

**選挙管理委員会告示**

鹿児島県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第161条第 1 項の規定により, 個人演説会, 政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として和泊町選挙管理委員会から指定の変更の報告があったので, 平成25年 6 月 18 日鹿児島県選挙管理委員会告示第12号 (個人演説会等を開催することができる施設の指定) の一部を次のように改正する。

平成25年 7 月 2 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表和泊町の項を次のように改める。

和泊町	玉城生活館	和泊町玉城1069番地	200	玉城字区長
	えらぶ長浜館	和泊町手々知名483番地	300	手々知名字区長
	国頭研修会館	和泊町国頭2968番地 2	300	国頭字区長
	内城集落農事集会施設	和泊町内城531番地	300	内城字区長
	和泊字公民館	和泊町和泊528番地	500	和泊字区長

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第69号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年7月2日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A 竜王伝説 3 N 6 9	豊丸産業株式会社	3P0335
ぱちんこ遊技機	C R アタック N o . 1 Y L A	株式会社サンスリー	3P0418
ぱちんこ遊技機	C R 天・天和通りの快男児 2 H 3	奥村遊機株式会社	3P0419
ぱちんこ遊技機	C R 天・天和通りの快男児 2 M 1	奥村遊機株式会社	3P0424
ぱちんこ遊技機	C R フィーバースレイヤーズ R E V O L U T I O N S P	株式会社三共	3P0423
回胴式遊技機	リバティベルファイブT	株式会社アクロス	3S0314